

令和5年度岩泉町障がい者就労施設等からの物品等の優先調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、岩泉町（以下「町」という。）が障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するための基本的事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、町の全ての組織に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達法第2条第2項から第4項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- (8) 重度障がい者多数雇用事業所（アからウまでの全てを満たすもの）
 - ア 障がい者の雇用者数が5人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員数の20%以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (9) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、障がい者就労施設等が提供可能な物品及び役務（以下「物品等」という。）とする。

5 調達の目標

令和5年度に達成すべき優先調達の目標は、前年度調達した実績額を上回ることを目標として設定する。

6 調達の推進方法

障がい者就労施設等から提供可能な物品等、本町各部署が希望する物品等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。

8 調達方針に関する窓口

この調達方針に関する窓口は、町民課地域福祉室とする。